



OIST

OKINAWA INSTITUTE
OF SCIENCE AND TECHNOLOGY
GRADUATE UNIVERSITY

沖縄科学技術大学院大学

平成26年度 監査報告書

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

理事会・評議員会 御中

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為第15条第3項の規定に基づき、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の平成26年度における業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法

- (1) 業務についての監査は、理事会及び評議員会に出席したほか、学長及び副学長等から事業の執行状況についての報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、内部監査部門との連携の下に業務の妥当性を検討いたしました。
- (2) 財産の状況についての監査は、会計監査人である新日本有限責任監査法人との連携をとって計算書類の正確性を検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 事業報告書は、学校法人の業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 財務諸表は、会計帳簿の記載と一致しており、法令及び沖縄科学技術大学院大学会計基準に準拠し、本学園の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認めます。また、決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

なお、平成26年度監査結果及び監事意見を別紙のとおり提出いたします。

平成27年5月29日

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

監事 相馬 清貴

監事 當眞 嗣吉



平成 27 年 5 月 29 日

平成 26 年度監査結果及び監事意見

1 研究不正・研究費の不正使用の防止

2014 年上半期に明るみとなったいわゆる STAP 疑惑は、日本を揺るがせた大きな事件であった。いかに研究不正や研究費の不正使用を防ぎ、かつ不幸にも何らかの事案が発生した場合にどう対処するかについて関係者が改めて考えていくことは、有益でありかつ必須であると監事は確信するものである。

文部科学省は、昨今、研究不正が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、2014 年 8 月 26 日に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定）を策定、公表したが、この中では、「2015 年（平成 27 年）3 月 31 日までを本ガイドラインの適用のための集中改革期間とし、関係機関において実効性のある運用に向けた準備を集中的に進める」こととされた。OIST も、このガイドラインの方向性に沿って適切に取組を進めることが、当面、肝要であることは論をまたない。

監事は、このような中、EVP 等へのインタビューや提出を受けた資料の精査を中心に、学内幹部の研究不正や研究費の不正使用防止への取組意識や現在までの取組状況を確認した。

その全てをここに引用することは避けるが、監事は、概括すれば、OIST において研究不正や研究費の不正使用防止の重要性が学長の強いリーダーシップの下、学内幹部において十分に共有されていること、上記ガイドラインにおいて 27 年度中に行うべきとされた内容が本学においても PRP の改正などにより実現したことを確認した。

研究不正防止に当たっては、研究不正防止に関する教育や研修も重要である。Dean からは、学生に対し、座学の充実した研究倫理教育がカリキュラム上用意されており、その中で適切な研究とはどのようなものかがきちんと示された旨、説明がされた。

更に、イワマ EVP からは、本学が「CITI Japan プロジェクト」（倫理教育について 6 大学が提携し、e-learning を活用したカリキュラムを通して、大学院生や研究者に倫理教育の重要性を広げていくプロジェクト）に連携校として参加し、現段階では強制ではないが、学生や教職員に広く受講を促していること、研究ユニット所属全員（RA を除く）を対象としたアップデートセッションにおいても研究不正に関するプログラムが重要な部分として組み込まれていること等の説明があった。

なお、研究費の不正使用に関しては、VPAC より 4 月に導入された DMS による会計手続の透明化が大きな威力を発揮しうることが示された。

監事は、上記ガイドラインの方向性に沿った取組が 2014 年度中に完遂したことを歓迎する。一方で、研究不正防止に関しては、不断の努力が求められる問題である。研究不正を許さないという文化を学内にしっかりと根付かせるため、関係する学内幹部には引き続きの努力を求めたい。

2 セクション間の連携・協力関係の構築

いかなる組織においても、その成熟に伴い、組織運営上の様々な問題が露出してくることは避けられない。

OIST は今後、大きな組織拡大の時期を迎える。早期に、セクション間で緊密に連携・協力する文化が形成されているかどうかは、今後の OIST の適切な業務運営を左右する要因であると監事は考えるものである。

上記の観点から、監事はセクション間の連携・協力が求められる諸問題のうちからいくつかのものを拾い出し、考えるべき課題がないかどうかを改めて確かめることとした。

(1) 学園施設の固定資産管理に関する会計処理は、今後、学園施設の建設が相次ぐことを考えると、おろそかにできない重要な問題である。また、この事務の円滑な処理に当たっては、施設管理ディビジョンと会計セクションで十分な協力関係ができていくかが大きな鍵となる。

施設管理ディビジョンでは、最近、会計税務の知識に通じた職員を採用し、当該税務処理に関しその識見を活用するとともに、併せて会計セクションとの連絡を担当させている。これにより、従前に比べ事務処理の効率が格段に向上したことが認められる。

(2) 研究安全に関しては、重大事故の予防、あるいは何らかのインシデントが発生した場合の対応において、特に、研究安全セクション、施設管理セクション及び保健センターの緊密な連携が求められる。

学内の安全衛生委員会は、この3セクションが参画し情報の共有及び問題の検討が行われる場であり、この場は現在のところ機能しているものと認める。

(3) 次期 ERP システムは、現行の ERP システムに代わりうる後継の事務処理システムである。現行システムの技術的な問題点とそれがもたらす様々な事務処理上の問題点を克服するためには、単に技術的な検討をするだけでは足りず、事務処理フローの抜本的見直しが不可避であるが、そのためには、IT セクションとユーザー側の各セクションとの緊密な協議・連携が必要になる。

この新システムの構築については、関係者においては従前から重要な課題であると認識されていたものの、そのための検討が順調に推移しているとは評価しがたいものがあつたが、今年9月、関係するセクションを巻き込んだプロジェクトチームが立ち上がり、具体的な検討が一気に加速することとなった。現在は、基本的な設計がほぼ固まり、2015年度中には、システム設計のための発注が行われる見込みである。

(4) オーディトリウム、セミナールームの外部者への開放に関する手続については、概ね利用者の立場に立った事務処理がなされているが、利用者からの金銭収受に関しては、会計セクション、地域連携セクション及び施設管理セクションで事務が分散している状況があつた。

関係セクションによる協議の結果、2015年からは、金銭収受業務を外部委託する方法により解決が図られることとなった。

監事は、以上の4点を選びだして、連携・協力体制に問題がないかのチェックを行った。

現在までのところ、機能不全を起こしているような事例は発見できなかったが、組織が拡大するにつれ、セクショナリズムをどう回避するかは今後大きな問題となると考える。このようなセクショナリズムの問題を解決する妙案はないが、上記の固定資産税の事務処理システムの改善事例にあるように、問題となっている事項に関し関係するセクション各々の責任者を明確にする方法や、次期 ERP システムに関する検討のように、問題となっている事項に対処するため、関係者を巻き込んだプロジェクトチームを立ち上げる方法などが参考となる。

一方で、セクショナリズムは、また、職員の意識の問題としても捉えうる。眼前の自らの職務のみしか目に入らず、他者が何をしているのか、何が問題となっているのかについて想像力が働かなければ、セクショナリズムを克服することは困難である。

監事は、昨年度の監査報告において「互いに尊重しあう職場の実現に向けた基本方針」の重要性について言及したが、改めてこの方針に掲げられている内容を実践することの重要性を強調したい。

3 職員の昇格・昇任システム及び能力開発

Admin 職員の昇格・昇任については、今年 4 月から、改正されたキャリア・ラダーにおいて、従来のスペシャリストが A 3 レンジのスタッフⅢとなり、アシスタント・マネージャーからシニア・マネージャーの職位に相当する A 4 から A 6 の各レンジにスペシャリストⅠからⅢまでの職位が新設されることとなった。このような改正は、今後の組織拡大や職員の就業意識の多様化を踏まえ、マネジメントの責務が増大するのと同様に専門性が高まる昇格制度をスペシャリスト職にも組み込むことで、複線型の人事を可能にする取組と考えられる。

また、研修については、年度ごとに実施する研修の一覧表であるトレーニングマップを作成し、このマップをもとに、逐次具体的な研修を計画・実行しているとするが、このマップは学内で決裁を受けたものではなく、このマップに一応は基づいたとされる「7つの習慣」に関する研修も学内の正式な合意に基づき始められたものではなかった（結果としてこの研修は実施手続に瑕疵があるとの理由で中止となった）。なお、OIST には、上記の簡略なトレーニングマップ以外に、現在、毎年策定又は改定される研修戦略と言えるようなものが存在しない。

監事は、Admin 職員の昇格・昇任について、キャリア・ラダーの改正が意図している複線型人事の導入について支持する。一方で、今後は、組織拡大に伴い新規学卒者の採用も増加するものと考えられる。職員各々がこの OIST において自らのキャリアステップを具体的に描くことができるよう、例えば若年層職員には人材育成の観点から一定期間の人事ローテーションを行うなどの方策も検討する必要があると考える。

また、研修については、現在、戦略に相当するものは見受けられない。上記の職員の昇格・昇任とも関連するが、例えば、年度当初に、OIST において必要となる各スキルとそのスキルが活用される職域、職員のニーズ及び前年度に実施した研修の成果測定に基づくプログラムの改善などを盛り込んだ戦略が組織として策定されるべきと考える。

4 クリニック及びがんじゅうウエルビーイングサービス (ganjuu wellbeing service)

学内クリニックについては多少の準備の遅れはあったものの、医師の採用も決定し、

本年5月にも業務を開始する予定となっている。また、職員のメンタルヘルスの維持向上を主たる任務とした ganjuu wellbeing service (カウンセリングルーム) については、3名の臨床心理士によりそのサービスが既に開始されている。

監事は、クリニックの開設時期が固まったこと及び ganjuu wellbeing service が業務を開始したことを歓迎する。

5 ジェンダー・イクォリティー

ジェンダー・イクォリティーの実現は、他の多くの組織と同様、OISTにおいても重要な課題であり、OIST 内部に設置された男女共同参画委員会の議論を踏まえ、多様な取組が行われている。VPAC は、まずは女性研究者と女性管理職の比率を上げることが最重要課題であり、そのためには男女を通じた意識改革や職員の家族にも優しい環境の創出が具体的に求められていると説明する。具体的な取組として、意識改革については、採用活動におけるダイバーシティ責任者の任命、学内啓発ポスターの作成及びセミナー・研修会の開催などが行われており、ファミリーフレンドリーな環境の創出については、Stop the Clock Policy (テニュアトラック教員を対象とした任期契約の延長や教員評価の後ろ倒し)、出張支援プログラム (育児に従事する教職員に対し、出張の際の交通費やベビーシッター経費を支給) 及びおむつ交換台や休憩室の設置などが始まっている。

監事は、上記のようなジェンダー・イクォリティーの実現に向けた取組が OIST において活発に進められていることを評価する。女性にとって働きやすい職場は、また、男性にとっても働きやすい職場であるはずである。この問題が、単に女性だけに関係する問題であるとの誤解が生まれることのないよう、担当セクションにおいてはこの問題への適切な理解に資する取組を継続するよう促したい。

6 研究安全

研究安全に関する様々な取組のうち、研究部門の職員に限らず admin 職員を対象に含めた一般的な研修としてアップデートセッションがある。2014 年度におけるこれへの参加状況は、計 102 名であり、この比率は、研究安全セクションが参加必須として参加を求めた研究ユニット所属者 (リサーチアドミニストレーターを除く) 及び学生に占める割合は、21%、参加が望ましいと告知した対象 (全教職員) に占める割合は 15% となっている。なお、このセッションは、今後、ウェブ上でも受講できるようなシステムとすべく研究セクションで準備が始められている。

監事は、アップデートセッションの内容がどのようなものか確認するため、複数回行われたアップデートセッションの一つに参加したが、その内容については非の打ち所がない充実したものであった。このアップデートセッションを含め、本学の研究安全に対する取組は、他の大学で行われている様々な取組にも遜色がないものと認める。

一方で、上記のアップデートセッションへの参加率に関しては、残念ながら現状では低いと言わざるを得ない。参加率の向上のためにはいろいろな方策が考えられるが、例えば、受講の義務づけのルール化、ウェブ受講の場合には、受講したかどうかを直属上司 (研究ユニットに関してはファカルティ) がきちんと確認できるようにするためのシステムの

導入などが考えられる。

研究安全は、広く OIST に関わる全員が問題意識を共有すべき重要な課題である。既に関係セクションにおいては、アップデートセッションの参加率を向上させるべく取組が始まっているが、引き続きの努力を促したい。

7 寄付金の獲得

寄付額を拡大するための取組については、今年度内に国内外の寄付金活動に関して知識・経験が豊富なコンサルティング会社とコンサルティング契約を締結するほか、今後の寄付金活動を統括するファンドレイジングの責任者の採用を行うなどが予定されている。

監事は、今後も監査において、寄付金額がどのように推移しているのかを含め、このような取組の成否を随時確認していく予定である。

8 教員の評価・採用・昇進

教員の採用、外部評価、昇進及びテニユア付与に関しては、PRP 上にその根拠があるものの、その手続きの具体を定める詳細な規程は定められていなかったが、今回、教授会の議を経てそれらの規程が定められることとなった。

監事は、公正かつ透明な手続きの下、教員の採用、外部評価、昇進及びテニユア付与を行う上で、大きな役割を果たすこととなる上記規程 (handbook) が定められたことを高く評価する。また、この規程案の策定を終始主導し、規程の制定に多大なる貢献を行った学監に対して敬意を表する。

監事は、教員評価の実施状況を確認するため一部書類の閲覧を行ったが、定められた手続きに従い、適切に行われていることを確認した。

9 沖縄の振興開発と OIST

(1) 知的産業クラスター関連研究

知的産業クラスター関連研究の 2014 年度予算執行率については、海洋研究 100%、エネルギー 99%、環境 87%、先端医療機器 72%、DNA シーケンサー 100%、HPC 100% となった。

EVP からは、来年度からの執行率を一層確実なものとするため、今年度より各ファカルティに研究計画シートを作成してもらうこと、またその中で今後の複数年にわたる計画を記載してもらうことを考えている旨の説明があった。

監事は、知的産業クラスター関連研究の予算執行が適正に行われていることを認め、併せて更なる改革の方向性について支持する。

(2) 事業開発と技術移転

OIST と民間企業との連携プロジェクトについては、年々その数が増加しつつあり、現在、進行しているプロジェクトは 6 つにも上る。また、今年 6 月には、OIST の研究を基に沖縄プロテイントモグラフィ株式会社ベンチャー第一号として設立された。OIST が受け入れる外部資金の額もまた、増加する傾向を示している。

OIST における研究関連の特許数も、上記と連動して増加傾向にある。

監事は、事業開発及び技術移転に関しては、EVP 及び担当マネージャーを始めとした関係者のたゆまぬ努力により目に見える成果が現れつつあることを評価する。一方で、各ユニットには、事業開発のシーズになり得るものが未だ多く存在しているとも推測される。自由な研究環境の確保は重要であるが、本学の重要なミッションの一つである沖縄の振興開発を具体化するため、今後も必要な努力を継続することを望みたい。

10 学生選抜と学生へのサポート

(1) 学生選抜

2014 年度の学生募集は、例年と同様、日本及び海外から優秀な学生を選抜することを目的に、学校訪問、イベント開催などにより世界中の学生に働きかけを行い、また有望な学生を OIST に招待するなどの方法で行った。その結果、入学した学生は 27 名、出身国は 11 カ国にわたっている。そのうち、日本人学生の入学数及び入学比率はそれぞれ 6 名、22% となり、昨年、一昨年と比較して上昇傾向をみせている。また、女子学生の入学数及び入学比率もそれぞれ 12 名、44% となり、昨年に比べ、実数及び比率の両方において大きく上昇している。

監事は、昨年度の監査において、入学する学生の質を落とさずに、日本人学生の比率を高める努力を継続するよう求めたが、そのような方向に沿って取組が行われていることを歓迎する。なお、日本人学生の募集に当たっては、OIST Café などのイベントが有効であるとの説明が DEAN よりあり、監事としてもその主張に首肯するものの、募集活動の費用対効果を常に意識し、有効な募集手段であるかの検証を柔軟に行う必要があることを改めて強調したい。

(2) 学生生活上のトラブルへのサポート

学生が研究生活を送る上で、身体的又は精神的な病気、けが、交通事故又は研究機器の破損など様々なトラブルに遭遇することもあり得る。そのようなトラブルの発生をできる限り防ぎ、かつそれによるダメージを最小限とする努力が必要である。Dean は、学生の身体を大きく損なったり、生命に関わるような事故は OIST において現在までは発生していないと説明する。また、Dean からは、学生の様々な事故についての Dean への速報体制は機能しており、重大な事態に立ち至る前に対応措置がきちんと取られていること、学生の精神的なトラブル防止のため、上記 ganjuu wellbeing に所属するカウンセラーと定期的に会合を開くなど連携を図っていることなどが強調された。

監事は、学生生活上のトラブルについて、Dean のリーダーシップの下、その予防を含め適切な対策が取られていると認める。

11 文書管理システム

2014 年 4 月から、新たな文書管理システム (DMS) が導入されたが、現在まで、大きな問題は発生していない。今後、より利便性を高めるため、電子申請フォームの内製化、

シングルサインオンの導入等が検討されている。

監事は、新たな文書管理システムは現在まで順調に稼働していると認める。

12 会計管理

(1) 高額研究機器の調達

高額研究機器の調達に当たっては、そもそも競合するメーカーがなく、かつ生産台数が少ないため、価格競争が働きにくいこと、いわゆる代理店制度により、事実上の価格拘束が起きやすいことなどの問題が指摘されている。

この問題への対処は容易ではないが、例えば、発注側が価格交渉を行いやすくするため、発注側で調達に関するコンソーシアムを形成するなどの方策が考えられる。

OISTにおいても、このようなコンソーシアム設立に向けた議論を他大学との間で開始しているが、未だ具体的な形とはなっていない。

監事は、高額研究機器の調達に関し、価格交渉力の向上に向け、上記の取組を含めた様々な努力を継続するよう求める。

(2) 資産管理

OISTにおいて国費が購入のほとんどの原資となっている資産の適切な管理は重要な問題である。この資産管理のうち、適切な台帳記入に基づく資産の確認は、従前は現場において混乱があり、若干の不具合があったが、2014年度からは、固定資産管理ソフトが導入され、現場の負担が軽減されるとともに、簡素化・効率化が図られることとなった。また、以前、会計監査法人から指摘された建設仮勘定から本勘定への振替に係る過誤は、セクション間の業務分担の見直しと二重チェック体制を徹底する方法によりその再発を防止するべく準備が進められている。

資産管理においては研究機器等の亡失をどう防ぐかもまた重要である。VPFAは、海洋研究関係の機器等沖縄の苛酷な自然環境に晒される可能性の高いものの破損は、ある程度は予め見込まざるを得ないが、一方で、一般の機器の亡失は学園のオープンネスとの兼ね合いでどの程度まで予防できるかには難しいものがあり、まずは、亡失した場合の調査を徹底していくことに注力していきたいと説明する。

監事は、資産管理に関する台帳記入・管理の方式が簡素化・効率化されたことを評価する。資産管理は確かに重要であるが、資産管理のための作業が本来の業務の妨げとなるようなことは極力避けるべきであろう。

研究機器の亡失防止については、まずは適切な台帳管理と機器の使用に当たって使用者の意識を高めていくことが重要であるが、その上で、必要ならば、特定の場所への入出場管理をより厳格に行ったり、監視カメラを設置するなどの措置を考えることも必要だろうと考える。研究活動におけるオープンネスはコアバリューの重要な柱であり学園の重要な精神の一つであるが、それは、資産管理において無防備であれ、という意味ではないと監事は信じる。コアバリューの求めるものと資産管理という観点から必要と考えられるものの調和を図るべく、柔軟な発想で資産管理の適切なあり方を考えるよう監事は求めたい。

(3) 旅費の効率的かつ適切な使用の推進

監事は、昨年度の監査報告において旅費の効率的使用の重要性について強調し、その中でパック旅行の一層の利用促進を求めた。今回、パック旅行とリムジンバスの今年度上期の利用状況が前年度比で増加しているか確認したところ、いずれについても横ばいで（パック旅行 2013 年 9 月～2014 年 3 月で約 40 件→2014 年 4 月～10 月で 35 件、リムジンバス 2013 年度約 600 件→2014 年度上半期 279 件）あり、着実な利用促進が図られているとは言い難い状況にある。VPFA は、このような状況に対し、パック旅行については、教員が出席する会議での周知、リムジンバスについては、タクシー利用の抑制によるリムジン利用への誘導をそれぞれ行う予定であるとしている。

次に、出張報告書の作成状況であるが、いわゆる科研費については、文部科学省が定めたルールにより出張報告書の作成が義務付けられており、これについては内部監査の結果、問題なく作成されていることが確認されているが、それ以外の出張については、現在、学内には特段のルールが存在しない。VPFA は、これに対して、出張旅程や内容に変更が生じた場合の承認手続の整備、新 ERP システムの業務フローに出張完了報告を組み込むこと、などの措置を実現させるべく取り組んでいるとしている。

監事は、旅費の効率的使用に向けた各種の取組に一層積極的に取り組むよう求めたい。

そのような観点から、監事は、VPFA において検討されている改善の方向性に強い支持を表明する。特にタクシー券の使用については、この際、財務ディビジョンにおいて、一回のタクシー利用ごとにタクシー券を交付するような方法を取るようなことも検討すべきと考える（ただし、同ディビジョンにおいて発生する事務負担等を考え、常態的に多く使用することが見込まれるセクションに対してタクシー券の交付に係る事務を委任することもあり得る。その場合には、委任を受けたセクションは、同ディビジョンの求めに対し、随時、交付の状況について説明する責を負うものとする）。

また、出張報告書の作成についても同様に、VPFA が示す改善の方向性に賛意を示したい。監事は、そもそもこの問題の核心は、各出張が真に緊急性や必要性のあるものなのかについて事後の検証に耐えられるのか、更には、貴重な財源を使って行われる出張の成果が組織として共有される形になっているのか、ではないかと考える。

前者の点については、出張目的及び出張が適切に行われたかの精査が事前又は事後に上長によって確実に行われているかが大きなカギとなり、この点では、VPFA の示す通り、出張旅程や内容に変更が生じた場合の承認手続の整備や新 ERP システムの業務フローに出張完了報告を組み込むこととすることが具体的な手段として有益である。

また、後者については、出張の成果が上長を含めた関係者にフィードバックされ、その成果が組織として共有される状態になっているかが重要である。出張が貴重な財源を使って行われるものである以上、出張成果の組織的共有は当然の要請であり多言を要さないが、監事は、このことについて改めて注意を喚起したい。

(4) 会計検査院からの指摘への対応

2014 年度には、会計検査院により 2 回の会計検査が行われた。いずれにおいても、違法不当な会計処理とされたものはなく、事務改善に係る事項として、第一回の検査

における講評においては、成果物と仕様書の異同について指摘がなされ、第二回の検査における講評においては、①PRP 上使用可能な航空券の種別明確化②CDC の給食費における会計処理の適正化③電気料金の割引制度利用の促進④物品購入方法におけるPRP 上の根拠の明確化、の4点の指摘がなされた。

監事は、上記のいずれの講評事項についても、適切な措置が取られつつあると認める。

13 CDC の安全対策

CDC の安全を考える際には、食中毒防止などの衛生対策、児童の活動中の事故防止対策なども重要な問題であるが、安全に係る問題の中でとりわけ大きなものとなりうるのは、一つには、災害（津波、地震等の自然災害及び火災・爆発・薬品汚染等の人為的災害）対策であり、もう一つは、いわゆる不審者への対策である。

このうち、災害対策については、OIST 全体の災害対策プランの中に位置付けられているが、避難訓練は CDC という施設の特性から CDC 独自で行われている。CDC のスタッフは、全員が、火災訓練と小児への応急処置の訓練を受けており、災害発生時に各スタッフが果たす役割や避難誘導手順も明確なものが策定されている。また、児童に対しては、毎月1回の訓練に参加させているほか、日頃からの安全への意識を高めるため、「Fire Safety Song」という歌を覚えさせるなどの取組も行われている。

次に不審者対策であるが、CDC への建物へのアクセスは、原則として建物前部の玄関入口に限定するとともに、建物後部の扉は常時ロックされている。訪問理由が明確ではない又は事前のアポイントメントが取られていない訪問者に対しては、CDC スタッフからの声かけが行われるとともに、しかるべき手続きでアポイントメントを取るようその場で求めている。また、児童の送迎については、事前に届けがあった保護者又は緊急時の送迎代行者のみに児童の引き渡しが行われるよう、事前に緊急連絡先の登録を保護者に義務づけている。

CDC では、一昨年10月に不審者によるカメラ撮影が認知されており、昨年9月には恩納村に所在する近隣の保育所で子猫の切断された死骸が所庭において発見される事件が発生している。

このような事態を受け、CDC では、2015年1月に石川警察署、恩納村役場に対して講師派遣を依頼し、これに応じて派遣された講師より防犯、防災及び交通安全について児童が直接指導を受けている。

監事は、CDC の災害対策について、必要十分な対策が取られていることを認める。一方で不審者対策については、上記の2つの事案発生を踏まえつつ、現場実査により現状を確認した結果、いくつかの点について改善を検討すべき点があると考え。もっとも、児童の安全確保においては、その保護者の意向を最も重視すべきであり、以下の監事の意見は、保護者が意見をまとめる上での参考となるオプションとして理解するようお願いしたい。

(1) CDC 入口の施錠・オートロック化

CDC の正面入口については、スタッフの事務室の横に位置し、不審者の通行が直ち

に CDC スタッフの認知しうるところとなるのは事実であるが、常時施錠されておらず、悪意のある侵入者の侵入を完全に防ぐことができるのか疑問である。デジタルドアロックのようなオートロックの設置が望ましい。

(2) 監視カメラの設置

監事の受けた説明によれば、一日数回の警備員の巡回のほか、朝夕の送迎時には、警備員が入口に立ち、警備と来訪者に対する声かけを行っているとのことである。このような対応は有益であると考えるが、警備員が対応しない時間帯の備えとしては心許ないものがある。CDC の入口ほか数か所に監視カメラを設置し、CDC 事務室又は防災センターからの常時のモニターを可能にすべきである。また、監視カメラの設置は、それ自体が、侵入を企図する不審者に対する牽制にもつながる。

(3) センサー（赤外線センサーを含む）の設置

CDC の周囲を囲むフェンスは低く、成人が簡単に飛び越えることができる高さとなっている。確かに、openness の観点からは、CDC の施設がいわば刑務所のように過剰な防壁を作ることは望ましくなく、その点では、監事も設計者の思想に共感できるものがあるが、悪意のある不審者の侵入防止という観点からは、一抹の不安を禁じ得ない。特に、CDC 敷地に面している林側からの不審者の侵入は CDC スタッフからの視認が困難で何らかの対策が必要であると考える。小動物の接触等による発報も予想され十分な検討が必要だが、例えば、林側等に限定したセンサーの設置も視野に入れるべきと考える。

(4) 地元警察署による防犯指導

CDC の防犯対策及び児童の日常生活における犯罪への巻き込まれ防止のためには、専門家の助言を活用することが有益である。監事は、そのような意味で沖縄県警察から CDC の防犯対策等について指導を受ける取組が始まったことを歓迎する。なお、沖縄県警察では、不審者情報を含む「安心ゆいメール」というメールサービスを広く県民に提供しているが、CDC スタッフ及び保護者におけるこの積極的活用も望ましい。

(5) 保護者との安全に関するコミュニケーション機会の確保

児童の安全対策については、保護者の理解と協力もまた重要である。保護者が感じている疑問や不安に答え、また、CDC から保護者に対して各種の協力を求めるなどの場として、CDC スタッフと保護者との間で何らかの話し合いの場が定期的に行われることが必要であると考える。

14 学園建設

学園施設の要の一つとなる第三研究棟については、予定された 2014 年度中の建設が順調に完了した。R&D クラスタールームについては、2015 年 5 月に完成する見込みとなっている。また、宿舎として供用されるビレッジゾーン中のイーストコートについては、8 月に 3 棟 30 戸、10 月に 1 棟 24 戸が完成予定である。更に、瀬良垣漁港に建設予定の臨海実験施設については、6 月に着工、年度内には完成させるべく努力が続けられている。

VPBFM は、第三研究棟を除く上記の施設については、日本経済の順調な回復や東日本

大震災やオリンピック関連工事による影響で、入札が不調となったり作業員の手配に不足が生じるなどの状況が生じ、結果として当初の予定よりも着工・完成が遅れる形となったが、学園建設の全体スケジュールを大きく変更するところまでは立ち至っていないと説明する。

監事は、直近の経済情勢を見ると、近いうちに、工事価格が下落する可能性は低いと考える。過去の監査においては、情報収集や入札期間を長めに見込むなどの検討を促したが、それでも対応不可な場合には、不要不急の発注を後回しにするなどの対応もやむを得ないものと認める。学園施設は、一般に長期の使用を見込むものであり、建設の質を落とさずに、かつ予算の範囲内に収めるよう、引き続きの努力を求める。

15 OIST の語学環境

OIST における共通語は英語と定められているが、学内には、十分な英語の運用能力を有さない者や自らの英語運用能力を更に高めたいと望む者も相当数存在する。このような者を対象に、OIST では英語の学習授業が無償で用意されている。これらの授業には、全くの英語の初心者を対象にするものから、上級者を対象にするもの、更には科学記事等を学習素材にしたもので自らの専門分野以外の英語に触れることを可能にするものなど、多彩で工夫をこらされたものが存在している。一方で、それらの授業時間は、比較的短時間のものが多く、授業時間帯も昼間の休憩時間に多く設定されている。VPCPR は、このように短時間の授業が多くかつ昼間の休憩時間に授業が集中する理由について、授業参加者の多くが多忙で、通常の勤務時間にはなかなか参加しにくい状況があること、また、授業への参加について上司や指導教員等の理解が十分ではないことがあると想像されることを挙げる。

監事は、様々な国籍・出身を持つ多様な人々が集まる本学において、相互の言語コミュニケーションを十分に行えるようにするため、共通言語に設定されている英語の運用能力を高めることは極めて重要な課題であると考え。なぜなら、共通言語である英語の運用能力の全体的な向上はメンバー間の活発なコミュニケーションをもたらし、究極にはOISTのパフォーマンスの極大化に資すると考えるからである。このことが科学研究という現場において特に妥当することは論をまたない。

一方で、本学における取組を見る限り、上記のように多彩な語学授業が用意されているものの、そのような機会を本学において英語の運用能力を高めるべき者が十分に活用できているとは言い難い。語学習得に当たっては、本人の高い意欲が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、学習ニーズを有する者の上司や指導教員が、部下や学生の英語の運用能力向上の重要性について改めて理解を深め、単に参加を認めるのではなく受講するよう積極的に働きかけることが望まれる。もちろん、これが事実上の労働強化になるようなことは避けねばならない。VPCPRにおいては、どのような時間帯や授業内容で語学授業を設定することが受講者にとって適切か、また受講者及びその上司・指導教員に対してどのような働きかけが可能なのか検討を行うよう求めたい。

さて、上記は、主として学内コミュニケーションに関わる事柄であるが、英語の運用能力を考える際には、下記にも述べる通り、対外的な発信に係わる問題も考えなければならない。国際社会への発信を行う際には、正統的かつ正確な英語をもって行われることが、

発信内容の信頼性を高める上で必要条件である。その観点からすると、この英語の運用能力の問題は、ノンネイティブの話者のみならず、ネイティブの話者にも均しく関係するものである。監事は、この際、この点についても併せて注意喚起しておきたい。

16 対外広報と地域連携

(1) 対外広報

OIST に関する海外・国内メディアの記事掲載件数は、海外・国内のトータルで、2013年（1月～12月）と比較し2014年は1月～9月までの9ヶ月間で26%増と大きく増加している。報道された国別の数字を見ると、2013年（1月～12月）の記事掲載件数の7割余りが日本だったのに対し、2014年（1月～9月）は、その数字が5割弱までに下がり、OISTの認知度が国際的に大きく広がっていることを例証したものとなっている。また、個々の記事内容も、ほとんどがOISTの活動実態や最先端の研究成果を好意的かつ正確に伝えるものとなっている。

一方、VPCPRが編集担当となり、今年7月に山本内閣府特命担当大臣（当時）に提出されたいわゆる「枠組み文書Ⅱ」は、今後のOIST発展の方向性を詳細かつ説得的に示すものであり、その内容は、大臣を始め内閣府関係者等により高く評価され、今後の対外説明や予算要求の際に大きな役割を果たすものとして期待されている。

監事は、OISTに関する海外・国内メディアの記事掲載件数が大きく増加し、とりわけ海外メディアにおいてOISTの研究内容等を紹介する記事が大きく増加してきていることは、VPCPRの適切なリーダーシップの下、担当マネージャーを始めとしたスタッフが、積極的かつ丁寧なメディア対応を行ってきた成果と考えるものであり、高く評価する。

また、「枠組み文書Ⅱ」は、学長を始めとする関係者の総力を挙げて作成されたものであるが、編集責任者であるVPCPR及び編集担当者であるランゲージセクションの担当者の努力もまた大なるものがあつたと考えるものであり、敬意を表したい。

(2) 地域連携

地域に開かれた存在として、OISTは、地域連携に関する多くの取組みを自らのイニシアチブで又は他の機関と連携協力しながら行っている。VPCPRは、そのような地域連携活動の目的は、地元沖縄の人々にOISTの存在を知らせ、その果たすべき役割について理解してもらい、更にはそのような人々から様々な支援をもらう上で基盤を作ることであると説明する。また、今後重点を入れて取り組むべき分野として、多くの県民、特に高校生などの若い世代にOISTに来てもらい、OISTの役割の重要性を「有権者」となる前から理解してもらうことだとする。

監事は、2014年度に行われた地域連携に関わる様々なイベントの一覧と参加者を確認したが、OISTにおける地域連携の取組みは、提出された資料から判断する限り極めて活発に行われていることを認める。このような取組みはVPCPRが指摘するように、OISTへの県民や国民の理解を具体的な形で深めることができるという点で大きな意義を持つものとする。

一方で、監事は、今後の方向性として、地域連携のイベント企画の際には、戦略的な意識に立ち、当該イベントの実施目的や効果をより明確にしていくことも有益であると考え

る。また、例えば、2014年に発足した大学コンソーシアムのスキームを活用するなど、他の機関との連携をより強化していくことも重要である。

OISTが真に沖縄県民の誇りとなる存在となりうるかどうかについては、OISTが生み出す優れた研究成果とあいまって、地域連携活動の成否に負うところが多いと監事は確信する。

17 内部監査

2014年度中にテーマを定めて行った内部監査は計8件であった。

監事は、内部監査の結果について、そのいずれもが適切に行われていると認める。なお、このうち、雇用に係るルールについての内部監査結果について若干付言したい。

監事は改善すべき点として示された内容に全て同意するものであるが、特に労使協定の職員への周知については、監事としても取組の重要性を強調したい。

監事は、この労使協定にとどまらず、人事に係わる様々な情報の職員への周知について、関係セクションにおける一層の努力が必要であると考えている。現在、人事関係の最新情報はHRホームページのトップページに一応掲載されているが、恒常的にHRのページまで閲覧する職員は多くないと思われる。例えば、TIDAのトップページに更新状況のお知らせを掲載したり諸規程の改正等を告知するメールを送信するなどの方法により、職員に対し人事関係情報の閲覧を促すことも周知策として有益ではないかと考える。

また、そもそも雇用、昇給・昇格及び給与などについては、関係するPRPや諸規程で適切に定められているとはいえ、その内容は時として専門的であり一般の職員に分かりやすいとは言えない状況にある。この観点からは、例えば、PRPや諸規程のうち重要なものを抜粋し分かりやすく解説した職員用のハンドブックなどを作成することも検討に値すると思われる。

昨年の監査報告でも触れたように、内部監査の成否を分けるのは、その結果を上級幹部がきちんと受け止め、監査結果に基づき、適切な是正措置が取られたかどうかであることは言うまでもない。

監事は、内部監査に基づき、確実かつ適切な措置が取られたかどうか、引き続き確認していくこととしたい。

18 危機管理マニュアルの作成について

昨年度、作成に着手した危機管理マニュアルについては、学内での幅広い検討の結果、まもなく完成する見込みであり、近日中に広く周知される予定である。

監事は、危機管理マニュアルの作成について、その完成のメドが立ったことを喜ぶたい。なお、完成の暁には、広く学内への周知が必要なことは言うまでもなく、その点での努力を引き続き求める。

また、昨年度の監査報告でも触れたように、今後は、緊急対応の際に一つのマニュアルを参照すれば足りるよう各種マニュアルの統合や総合化に取り組むよう促したい。

総括

以上が年度監査の所見である。今後一層の努力が求められる点は認められるが、OISTの業務運営については、現在のところ概ね適切に行われていると総括できる。

2011年の学園発足からOISTはまもなく4年を迎える。様々な課題は未だ多く残されているものの、この間の歩みは大きな波乱もなく比較的順調なものであったと監事は考える。もちろん、この間には、ヴィーゼル理事会議長を初めとした理事会各位の適切な指導と援助、ドーファン学長の強いリーダーシップとそれを献身的に支えるエグゼクティブや一般職員の努力が学園経営にとって大きな役割を果たしたことは疑いない。

監事は、関係者全員の努力と献身に改めて深い敬意と謝意を示すものである。

(注) 本監査報告は日本語が正本であるが、英語への翻訳に当たっては、ランゲージセクション所属エアド・スティベン・ダグラスの豊富な学識による適切な援助と EVP オフィス所属ティナ・ムラルスキーの親切かつ適切な助言を得た。また、監査におけるインタビュー等の際には、同所属佐藤リサ及びリー仲宗根尚子の正確かつ巧みな通訳により学内幹部との必要十分な意思疎通を行うことができた。特に記して感謝を表したい。